

富士河口湖町長 殿

船舶所有者 千

住所

氏名



(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

船舶届

特定水域において次の船舶を航行の用に供したいので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第8条第1項の規定により届け出ます。

船舶の種類		<input type="checkbox"/> モーターボート <input type="checkbox"/> 水上オートバイ	
船舶の型式	船体	製造者名	
		製造者型式	
	機関	製造者名	
		製造者型式	
推進機関の出力			
騒音の防止の方法			
船舶番号、船舶検査済証の番号又は漁船登録番号			
主たる係留場所	係留施設等の名称		
	係留施設等の所在地		
船名			

- 注 1 「船舶の種類」の欄は、該当する□にレ印を付すこと。
 2 「船舶の型式」の欄は、船舶検査手帳の「製造者名」及び「製造者型式」を転記すること。
 3 「推進機関の出力」の欄は、船舶検査手帳の「連続最大出力」を転記すること。
 4 「船舶番号、船舶検査済証の番号又は漁船登録番号」の欄は、船舶検査証書の「船舶番号、船舶検査済証の番号又は漁船登録番号」を転記すること。
 5 「船名」の欄は、船舶検査証書の「船種及び船名」の欄の「船名」を転記すること。
 6 本様式、添付書類ともA4紙（感熱紙不可）で提出すること。
 7 乗入れ予定日の2週間前の日までに提出すること。
 8 届出者名が船舶検査証書の「船舶所有者名」と異なるものは受理できません。

添付書類

- 1 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写し 1部
- 2 船舶安全法第10条の2に規定する船舶検査手帳（件名欄）の写し 1部
- 3 返信用封筒（返信先の郵便番号、住所、氏名を明記の上、返信用切手を貼付）
 - ・封筒サイズ：A4紙が折らずに入るもの（角形2号、角形20号、角形A4号等）
 - ・返信用切手：210円（1台分）。2台以上の場合、提出先に金額を確認すること。